

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、少数の取締役による迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。

また、当社は、取締役の職務執行の有効性・効率性及び法令等の遵守を確保するため、監査役会を設置し、監査役を中心とした経営監視を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武永修一	4,432,400	44.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	208,900	2.11
株式会社SBI証券	138,600	1.40
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	119,200	1.20
野村證券株式会社	87,700	0.88
協和青果株式会社	72,500	0.73
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ILM	71,018	0.72
和出憲一郎	57,500	0.58
大島勉	48,900	0.49
松井証券株式会社	47,700	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明 更新	
----------------------	--

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 マザーズ
決算期 更新	9月
業種 更新	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和出 憲一郎	他の会社の出身者					○			○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和出 憲一郎		ワイドアンドパートナーズ株式会社	IR支援会社を経営してきた実績をもとに、幅広いビジネスに関する知見及び経営全般に関する見識を当社の経営強化に活かしていただくため社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名

監査役の人数 更新	3 名
--------------------------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人との連携状況については、監査役は、期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるとともに、定期的な情報交換を行い、常に正確な経営情報を共有し、相互の連携を高めております。

内部監査については、内部監査担当を設置し、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。内部監査担当は、監査結果に基づき、被監査部門に対して具体的な助言・勧告を行い、その後の改善状況をフォローするとともに、これらの経緯について代表取締役 に報告を行っております。

監査役と内部監査の連携状況については、年度内部監査計画に基づき内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況調査及び監査結果報告等について適宜監査役に報告し、情報及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小内 邦敬	税理士													
小島 圭介	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小内 邦敬	○	Ebisu税理士法人パートナー	税理士として会計、税務等の専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。取引所が示した基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じないため、独立役員に指定しております。
小島 圭介	○	ヒューマン・ベース株式会社	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査役に反映していただくことを期待したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社のビジョンの共有や業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上を図るべく、インセンティブとしてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役、及び従業員に対して、当社 のビジョンの共有や業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。

一方で、適切な監査を行うことで、適正な会社運営が担保され延いては企業価値が安定することから、監査役にもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役4名 32,929千円(うち社外取締役5,624千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額の決定に関しては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役報酬内規に基づき取締役会にてこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役(社外監査役)をサポートする部署は、経営管理部にて行っております。取締役会においては事前に付議事項等について説明し、また必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めたり、必要な書類の閲覧を行ったりする等、情報の提供ができる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会

当社の取締役会は取締役3名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(2) 監査役、監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、非常勤監査役の2名が社外監査役であります。非常勤監査役は、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しており、常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席する他、重要な書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査できる体制となっております。

監査役会に関しては、原則として毎月1回定時監査役会を開催しており、取締役会の意思決定の適正性について意見交換される他、常勤監査役から取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

(3) 経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役が指名する管理職が参加する経営会議を設置し、原則として毎週月曜日に開催しております。

経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

(4) 内部監査

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が選任した内部監査担当者により内部統制の有効性及び業務執行状況について、監査及び調査を定期的の実施しております。具体的には、経営管理部長が経営管理部以外の部門の監査を担当し、経営管理部の監査は経営管理部以外の部長が担当することにより相互チェックが可能な体制にて運用し、内部監査を実施した都度内部監査担当者による代表取締役への監査実施結果の報告及び代表取締役の指示に基づく被監査部門による改善結果の報告を行うこととしております。内部監査担当者は、事業年度末に内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて内部

監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役に行っております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査計画、業務執行状況及び監査結果等について適宜報告を受け、内部監査担当者と情報及び意見の交換を行っております。

(5) 会計監査

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 轟 芳英

指定有限責任社員 業務執行社員 安藤 真弘

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、その他5名

(6) コンプライアンス委員会

当社では、経営管理部長を委員長として代表取締役が任命した委員にて構成されたコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定め、コンプライアンス委員会を毎月1回開催しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。各々の社外取締役及び社外監査役は、会社経営者としての経験や、法律に関して専門的な知識、財務会計、税務に関する専門的な見識等、各々が幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

これらにより、業務の適正性が確保されていると考えているため、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を、積極的に開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、決算短信、適時開示資料及びその他開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等の資料を掲載する方針です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営管理部 担当役員: 取締役経営管理部長 濱田 淳二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」、その他の関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本姿勢としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、企業の透明性及び公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。監査役による取締役の業務執行の監視に加え、規程遵守の実態確認と内部統制システムが有効に機能していることを確認するために、代表取締役が選任した内部監査担当者による内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとしております。なお、法令遵守に関する社内教育、研修は経営管理部と連携して行っております。

また、コンプライアンス規程に基づいて、コンプライアンス委員会を設置して毎月開催し、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をしております。なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請にすみやかに対応するものとしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部を管掌する取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク管理責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を責任者とする対策部門を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行っております。また、取締役及び監査役並びに管理職から構成される経営会議は週1回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制の各内容

子会社の取締役、執行役、社員等の職務の執行に関わる事項の報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制につきましては、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項としております。また、当社の取締役及び監査役が主要な子会社の取締役及び監査役を兼務し、毎月開催する子会社の定例取締役会及び子会社に対する期中の監査役監査にて体制の確保を図っております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた内部監査担当者は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明します。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく当社監査役に報告するものとします。

監査役は、必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役に對し報告を求めることができるものとします。

i. 当社監査役へ報告した者が報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は内部通報規程を策定し、通報者の保護を明記しております。また当社監査役へ報告した者が監査役に報告したことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしないものとします。

j. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用また債務を処理するものとします。

k. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との相互の意思疎通を図るために、定期的な会合を実施しております。取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施しております。

l. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応を経営管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然

とした対応をいたします。

m. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

n. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における主な取組みにつきましては、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、コンプライアンス関係の規程等を役員及び従業員に周知いたしました。また、内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、監査役と会計監査人と連携しながら子会社の職務執行については報告を受けました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」及び「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施ガイドライン」を定め、反社会的勢力に対しては事前及び事後の対応において一貫して毅然たる態度で臨み、その脅威に屈しないこととし、全社的な取組みを行っております。また、東京都公安委員会に経営管理担当取締役を不当要求防止責任者として届出を行っております。

なお万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部門を経営管理部とし、所管警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携をとりながら対応することにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	----	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

該当事項はありません。